

○学校体育施設開放事業における事務手続き等の変更について

令和7年1月30日

和歌山市教育委員会 教育学習部 生涯学習課

# アジェンダ

## 1. 経緯

## 2. 変更点について

(1) 提出書類の削減

(2) 学校（教員）の負担軽減

(3) 利用日程の決定

(4) その他

ア. 登録要件

イ. 実費徴収

ウ. スポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブの取扱い

## 3. 今後のスケジュールについて

# 1. 経緯

昭和36年制定のスポーツ振興法において、「学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。」と規定され、後進法であるスポーツ基本法（平成23年制定）においても、同様となっている。

本市においても、これまで公立小中学校で体育館及びグラウンドを学校教育に支障のない範囲で開放してきており、現在は「和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則（昭和50年8月1日施行）」及び「和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則（令和4年4月1日施行）」、「和歌山市立学校体育施設開故事業における体育館の実費徴収要綱（平成19年10月1日施行）」に基づき、運用を行っているところである。

しかしながら、現行制度に曖昧な点が多いことやルールが明確化されていないことから、利用団体や学校教員からの苦情が頻繁にあるなど、問題点が山積している状況にある。

このようなことから、この度制度の見直しを行い、利用者にとって分かりやすく、公平公正な利用が可能となるよう事務手続きを変更し、ルールの明確化を行うこととする。

※令和6年度実績で68施設、566団体の登録有

## 【苦情の一例】

- 書類が多過ぎて、手続きがややこしい。
- 学校教員が運営委員会の事務を肩代わりしている。
- 運営委員会の会議等により、学校教員の残業が増加している。
- 既存団体が優遇され、新規団体が利用しにくい状態にある。
- 同一団体が団体名等を変更して、複数登録し利用している。 . . . などなど

## 2. 変更点について

### (1) 提出書類の削減

#### 【課題】

現状、学校体育施設開放事業に係る関係書類は、多岐（14種類）に渡り、また提出が必要か不必要か分かりにくい状況にあり、利用者や学校において手間を要しているとともに、事務局（生涯学習課）も実態を十分に把握できていない状況にある。



そのため、全ての様式について、提出が必要なものと提出が不要なもの、また廃止するものを整理し、最小限の書類数に改める。

#### 【変更後】

◆ 提出必須（8種類）、必要に応じ提出（2種類）

※書類のやり取りは、可能な限りメール（データ）で実施

## ◇関係書類の整理 (R7.4～)

書類		提出	様式変更	作成・提出	提出先
①使用団体登録申請書 (別記様式第1号)	年1回	必須	有	使用団体	生涯学習課
②団員名簿 (別記様式第2号)		必須	有	使用団体	生涯学習課
③誓約書 (別記様式第3号)		必須	無	使用団体	生涯学習課
④学校使用許可申請書 (別記様式第5号)		必須	無	使用団体	学校
⑤⑥使用予定表 (別記様式第6・7号)		必須	無	運営委員会	生涯学習課
⑦使用実績表 (別記様式第8号)	年2回	必須	有	使用団体	生涯学習課
⑧運営委員会名簿 (別記様式第9号)		必須	有	運営委員会	生涯学習課
⑨対応記録票		必要に応じて	無	運営委員会	生涯学習課
⑩空調使用申請書 (別記様式第1号)		必要に応じて	新様式	使用団体	生涯学習課
⑪使用記録簿		無	無	使用団体	
⑫実施計画書	}	<b>様式廃止</b>			
⑬実施報告書					
⑭免除申請書					

# 様式変更箇所

## ①別記様式第1号（使用団体登録申請書）

**提出必須**

別記様式第1号（第4条関係） 新規・継続

学校体育施設開放事業使用団体登録申請書

年 月 日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形 博司 様

代表者氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日（ 歳）

住 所 〒 \_\_\_\_\_  
（所在地）

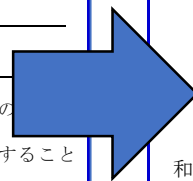
電 話 \_\_\_\_\_

携帯電話 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

メ ー ル \_\_\_\_\_

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則第4条の  
より、次のとおり使用団体登録の申請をします。  
なお、登録にあたって当申請書、団員名簿及び誓約書を学校及び運営委員会へ供覧すること  
に同意します。



別記様式第1号（第4条関係） 新規・継続

学校体育施設開放事業使用団体登録申請書

年 月 日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形 博司 様

代表者氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日（ 歳）

住 所 〒 \_\_\_\_\_  
（所在地）

電 話 \_\_\_\_\_

携帯電話 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

メ ー ル \_\_\_\_\_

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則第4条第1項の  
規定により、次のとおり使用団体登録の申請をします。

施設	学校名	学校	種別	体育館・運
使用団体	団体名			
	競技名			
	実費免除団体該当の有無		有・無	
登録の有無	和歌山市スポーツ少年団		有・無	
	総合型地域スポーツクラブ		有・無	
管理責任者	氏名	生年月日	年 月 日（ 歳）	
	住所 電話 (携帯電話)			
事務担当者	氏名	生年月日	年 月 日（ 歳）	
	住所 電話 (携帯電話)	F A X		
連絡者	氏名	生年月日	年 月 日（ 歳）	
	住所 電話 (携帯電話)	F A X		

**連絡先にメールアドレス欄を追加**

施設	学校名	学校	種別	体育館・運
使用団体	団体名			
	競技名			
	実費免除団体該当の有無		有・無	
登録の有無	和歌山市スポーツ少年団		有・無	
	総合型地域スポーツクラブ		有・無	
管理責任者	氏名	生年月日	年 月 日（ 歳）	
	住所 電話 (携帯電話)			
事務担当者	氏名	生年月日	年 月 日（ 歳）	
	住所 電話 (携帯電話)	F A X		
連絡者	氏名	生年月日	年 月 日（ 歳）	
	住所 電話 (携帯電話)	F A X		
		和歌山市スポーツ少年団に所属している場合 総合型地域スポーツクラブに所属している場合		拠点校とする ・ 拠点校としない
連絡先	氏名	生年月日	年 月 日（ 歳）	
	住所 〒 電話 (携帯電話)	F A X		
		メールアドレス		

**拠点校を選択欄を追加（スポ少、総合型）**

※記載された個人情報については、当事業の目的外には使用しません。

別記様式第2号（第4条関係） 団体名： \_\_\_\_\_

団 員 名 簿 NO. \_\_\_\_\_

番号	指導者	団員	氏 名	生年月日	年齢	住 所	学校区		申請校区内に在住していない場合		学校区	
							小学校区	中学校区	通学校名又は勤務先名	通学校又は勤務先の所在地	小学校区	中学校区
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												

指導者・団員の枠を追加

団員数（申請校区内在住者数 \_\_\_\_\_人、申請校区内在学または在勤者数 \_\_\_\_\_人（在住除く）、左記以外 \_\_\_\_\_人、合計 \_\_\_\_\_人）

※年齢は、令和7年4月1日現在で記入してください。  
 ※申請校区内に在住していない場合、勤務先または通学校名、所在地、学校区を記入してください。  
 ※記載された個人情報については、当事業の目的外には使用しません。

# 様式変更箇所

# ⑦別記様式第8号 (使用実績表)

**提出必須**

学校体育施設使用実績表 令和6(2024)年度 前期・後期 分

和歌山市立 \_\_\_\_\_ 学校体育施設開放運営委員会

登録番号 \_\_\_\_\_ 代表者氏名 \_\_\_\_\_

登録団体名 \_\_\_\_\_ 連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

No.	使用日時				使用時間数	点灯面数	使用人数	備考
	年	月	日	曜日				
1	年	月	日	曜日	~			
2	年	月	日	曜日	~			
3	年	月	日	曜日	~			
4	年	月	日	曜日	~			
5	年	月	日	曜日	~			
6	年	月	日	曜日	~			
7	年	月	日	曜日	~			
8	年	月	日	曜日	~			
9	年	月	日	曜日	~			
10	年	月	日	曜日	~			
11	年	月	日	曜日	~			
12	年	月	日	曜日	~			
13	年	月	日	曜日	~			
14	年	月	日	曜日	~			
15	年	月	日	曜日	~			
16	年	月	日	曜日	~			
17	年	月	日	曜日	~			
18	年	月	日	曜日	~			
19	年	月	日	曜日	~			
20	年	月	日	曜日	~			
21	年	月	日	曜日	~			
22	年	月	日	曜日	~			
23	年	月	日	曜日	~			
24	年	月	日	曜日	~			
25	年	月	日	曜日	~			
26	年	月	日	曜日	~			
27	年	月	日	曜日	~			
28	年	月	日	曜日	~			
29	年	月	日	曜日	~			
30	年	月	日	曜日	~			
31	年	月	日	曜日	~			
32	年	月	日	曜日	~			
33	年	月	日	曜日	~			
34	年	月	日	曜日	~			
35	年	月	日	曜日	~			
36	年	月	日	曜日	~			
37	年	月	日	曜日	~			
38	年	月	日	曜日	~			
39	年	月	日	曜日	~			
40	年	月	日	曜日	~			
41	年	月	日	曜日	~			
42	年	月	日	曜日	~			
43	年	月	日	曜日	~			
44	年	月	日	曜日	~			
45	年	月	日	曜日	~			
合 計								

※ 下記項目に、内容を確認後、チェックしてください。  
 合計時間や合計人数等、記入漏れはないか

別記様式第8号 学校体育施設使用実績表 令和7(2025)年度 前期・後期 分

和歌山市立 \_\_\_\_\_ 学校体育施設開放運営委員会

登録番号 \_\_\_\_\_ 代表者氏名 \_\_\_\_\_

登録団体名 \_\_\_\_\_ 連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

免除該当  
 有  
 無

No.	使用日時				使用時間数		空調使用	使用人数	備考
	年	月	日	曜日	1団体で使用	2団体で使用			
1	年	月	日	曜日	~				
2	年	月	日	曜日	~				
3	年	月	日	曜日	~				
4	年	月	日	曜日	~				
5	年	月	日	曜日	~				
6	年	月	日	曜日	~				
7	年	月	日	曜日	~				
8	年	月	日	曜日	~				
9	年	月	日	曜日	~				
10	年	月	日	曜日	~				
11	年	月	日	曜日	~				
12	年	月	日	曜日	~				
13	年	月	日	曜日	~				
14	年	月	日	曜日	~				
15	年	月	日	曜日	~				
16	年	月	日	曜日	~				
17	年	月	日	曜日	~				
18	年	月	日	曜日	~				
19	年	月	日	曜日	~				
20	年	月	日	曜日	~				
21	年	月	日	曜日	~				
22	年	月	日	曜日	~				
23	年	月	日	曜日	~				
24	年	月	日	曜日	~				
25	年	月	日	曜日	~				
26	年	月	日	曜日	~				
27	年	月	日	曜日	~				
28	年	月	日	曜日	~				
29	年	月	日	曜日	~				
30	年	月	日	曜日	~				
31	年	月	日	曜日	~				
32	年	月	日	曜日	~				
33	年	月	日	曜日	~				
34	年	月	日	曜日	~				
35	年	月	日	曜日	~				
36	年	月	日	曜日	~				
37	年	月	日	曜日	~				
38	年	月	日	曜日	~				
39	年	月	日	曜日	~				
40	年	月	日	曜日	~				
41	年	月	日	曜日	~				
42	年	月	日	曜日	~				
43	年	月	日	曜日	~				
44	年	月	日	曜日	~				
45	年	月	日	曜日	~				
合 計									
事務局計算欄 (この欄は記入しないでください。)						× 170	× 85	× 850	

※ 下記項目に、内容を確認後、チェックしてください。  
 合計時間や合計人数等、記入漏れはないか

・ 点灯面数を削除

↓

・ 1団体使用、2団体使用の欄を追加

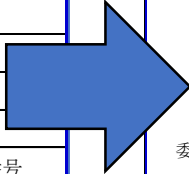
・ 空調使用欄を追加



令和6年度和歌山市立 学校体育施設開放運営委員会名簿				
役職	氏名	郵便番号	住所	電話番号
委員長				
副委員長				
委員				
顧問	学校長			
	氏名	担当事務	所属団体名	電話番号
<del>事務担当者</del>				

別記様式第9号 令和7年度和歌山市立 学校体育施設開放運営委員会名簿				
役職	氏名	担当事務	所属団名	連絡先
委員長				
副委員長				
委員				
顧問	学校長			

郵便番号・住所を削除  
⇒ 担当事務・所属団名に変更



~~事務担当者~~  
事務担当者の欄を削除

電話番号欄を連絡先に変更し、  
携帯番号、メールアドレスを記入

※上記を、令和6年度学校体育施設開放運営委員会名簿として提出します。  
また、委員長の連絡先については、登録団体へ周知することに同意します。

※上記を、令和7年度学校体育施設開放運営委員会名簿として提出します。  
また、委員長の連絡先については、登録団体へ周知することに同意します。

新様式

※利用学校に確認の  
うえ、提出してくだ  
さい。

別記様式第1号

学校体育施設開放事業体育館空気調整設備使用申請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市教育委員会

申請者氏名  
(代表者) \_\_\_\_\_

住 所  
(所在地) \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_  
携帯電話 \_\_\_\_\_

次のとおり夏季期間（6/1～9/30）における空気調整設備の使用を申請します。

使用目的	
団 体 名	
使用施設	和歌山市立 学校 体育館
使用期間	年 月 日 から
使用の理由	

## (2) 学校教員の負担軽減

### 【課題】

現状、学校と運営委員会との役割分担が明確でないことから、学校によっては教員が学校体育施設開放関係の事務を負担しているところがある。また、学校内で夜間の会議等を行うことにより、教員の残業が増加しているところもある。

例えば・・・

- ・ (連絡便) ⇄ 学校 ⇄ 学校が仕分け ⇄ 各団体
- ・ 学校が提出書類を作成



学校教員の負担が少しでも減るように、運営委員会が中心となって、書類の作成等の活動を行う。

### 【変更後】

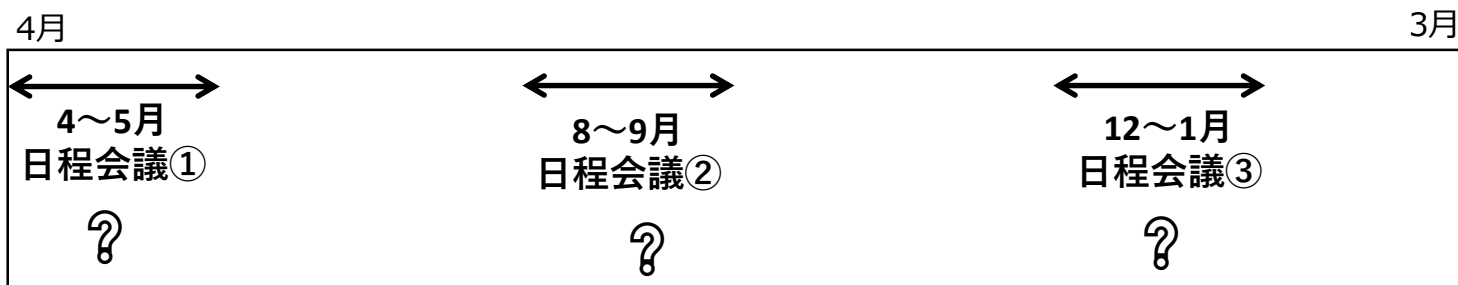
事務局（生涯学習課）と各団体はやり取りは、原則メールで行う（メールで行うことができない場合には連絡便を活用）が、連絡便を活用する場合は、学校内に設置する連絡箱でやり取りを行う。連絡便を受け取った学校は連絡箱に投函し、その後、運営委員会が書類等を仕分けや各団体への連絡を行う。また、提出書類（主に使用予定表）は運営委員会が作成し、メール又は連絡便にて事務局に提出する。なお、夜間の会議の場合は、教員の負担を鑑み、学校側と場所の相談を十分に行ったうえ実施する。

- ・ (連絡便) ⇄ 学校 ⇄ 連絡箱 ⇄ 運営委員会が仕分け ⇄ 各団体
- ・ 運営委員会が提出書類を作成（紙orデータ）

### (3) 利用日程の決定

#### 【課題】

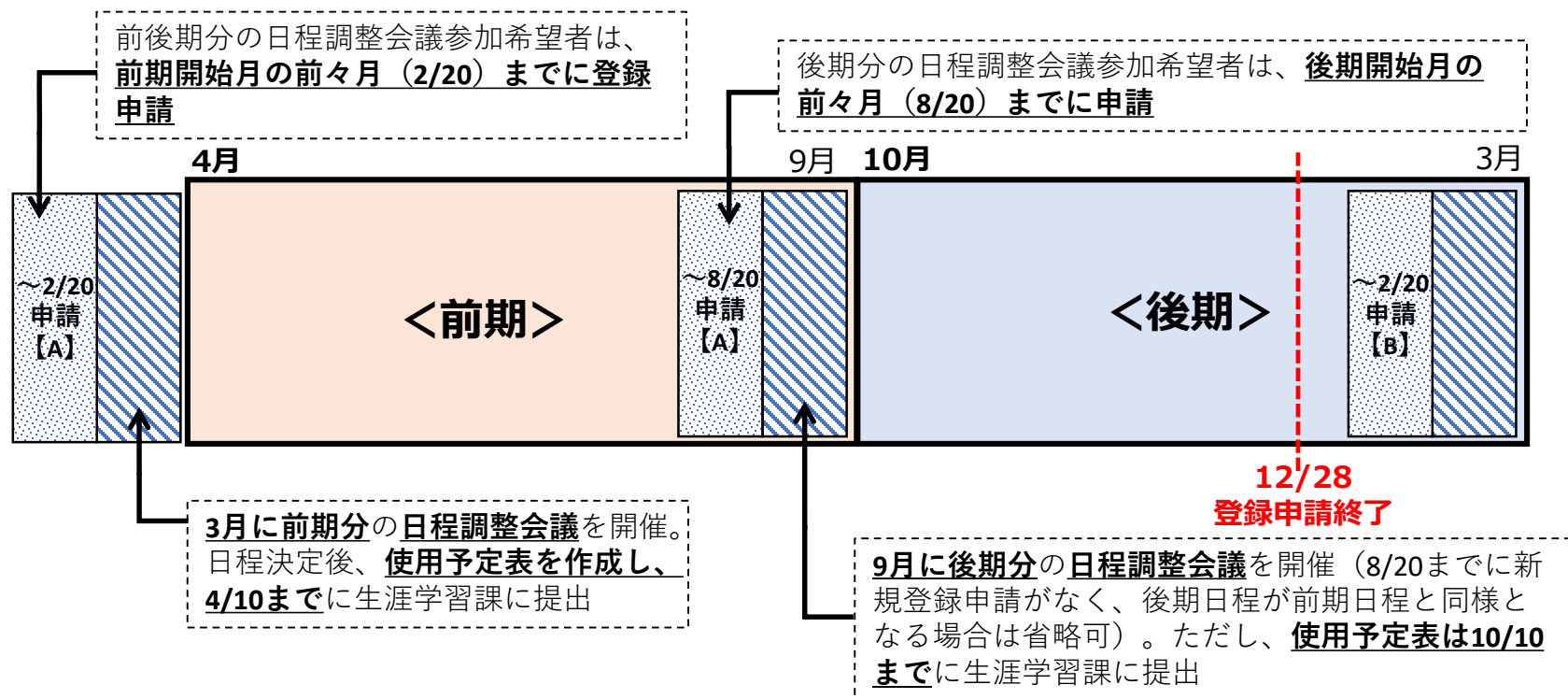
日程調整会議は、規定では年3回開催することになっているが、運営委員会によっては守られていないところがあり、また年間を通して日程を抑えるなど、既存団体の優遇と取られるようなケースが目立ち、新規団体等の入る余地が少ない状況が起きている。また、4月当初も日程調整会議が開催されていないにも関わらず使用しているケースや、長期に渡り日程を抑え、結果的に利用がないケースも見受けられる。



全ての地域スポーツ団体が、**公平に学校施設を利用**できるよう、**利用日程の決定の方法を改める。**

## 【変更後】

**1年間を前期と後期の2期に分け、日程調整会議や新規登録等の時期を明確にし、より多くの団体に使用してもらえるような仕組みに変更する。**



※2/20（前後期分）又は8/20（後期分）までに登録申請ができなかった場合は、**日程調整会議に参加できない**。ただし、前期にあつては、日程確定後、利用可能日の有無に関わらず、登録申請を可能とし、後期にあつては利用可能日がある場合にのみ登録申請を可能とするが、毎学年**12月28日をもって登録申請の受付を終了**する。なお、**日程確定後に、利用可能日がある場合の日程については、運営委員長との協議により決定**する。

## (4) その他

### ア. 登録要件

#### 【課題】

申請の際、代表者や団体名を変えるなど、団体の構成員が概ね同一の団体が見受けられる。



#### 【変更後】

団体の**構成員の半数が他団体と同様**の場合、**いずれか1の団体のみ登録を可能**とする。

### イ. 実費徴収

#### 【課題】

使用団体の利用に際し実費を徴収しているが、明確な規定がないにも関わらず点灯数に応じて全面・半面・4分の1面で徴収するなど曖昧な取扱いをしている。



#### 【変更後】

料金については、従来から実費分として徴収してきたが、利用形態によっては半面や4分の1面分で徴収するなどの取扱いをしてきた。しかしながら、実際使用する際に、半面や4分の1面のみの点灯では安全性を十分に確保できないことから、これまでの半面及び4分の1面の取扱いを廃止し、点灯面積に関わらず、**原則1団体1時間170円（実費徴収要綱の金額の変更はなし）**で運用していく。ただし、同日に**2団体が同時に使用（1面ずつ）**する場合に限り、**1団体あたりの料金は半額**とする。

## ウ. スポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブの取り扱い

### 【課題】

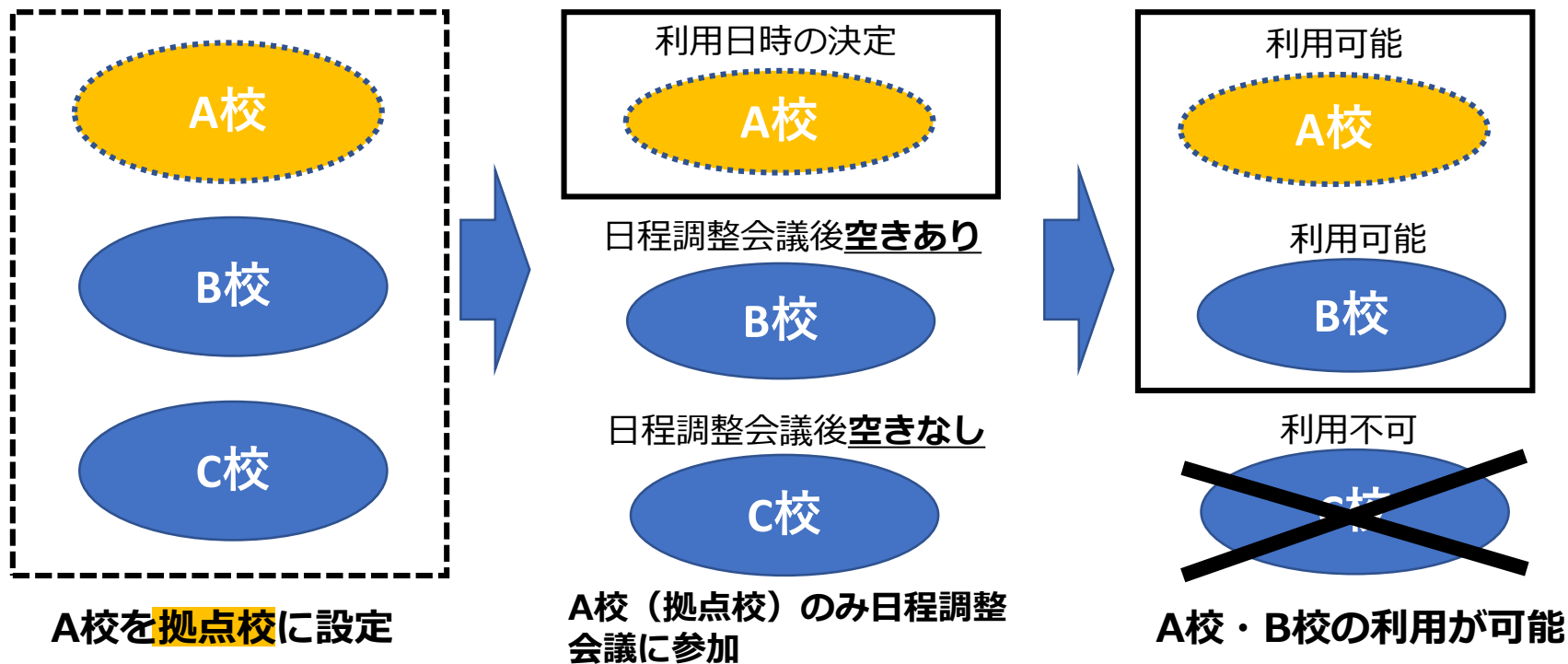
現状、スポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブは、複数施設利用できる状況にあるが、それが原因で地域団体の活動枠が少なくなっているケースがあり、学校体育施設開放事業の主旨に反している。



### 【変更後】

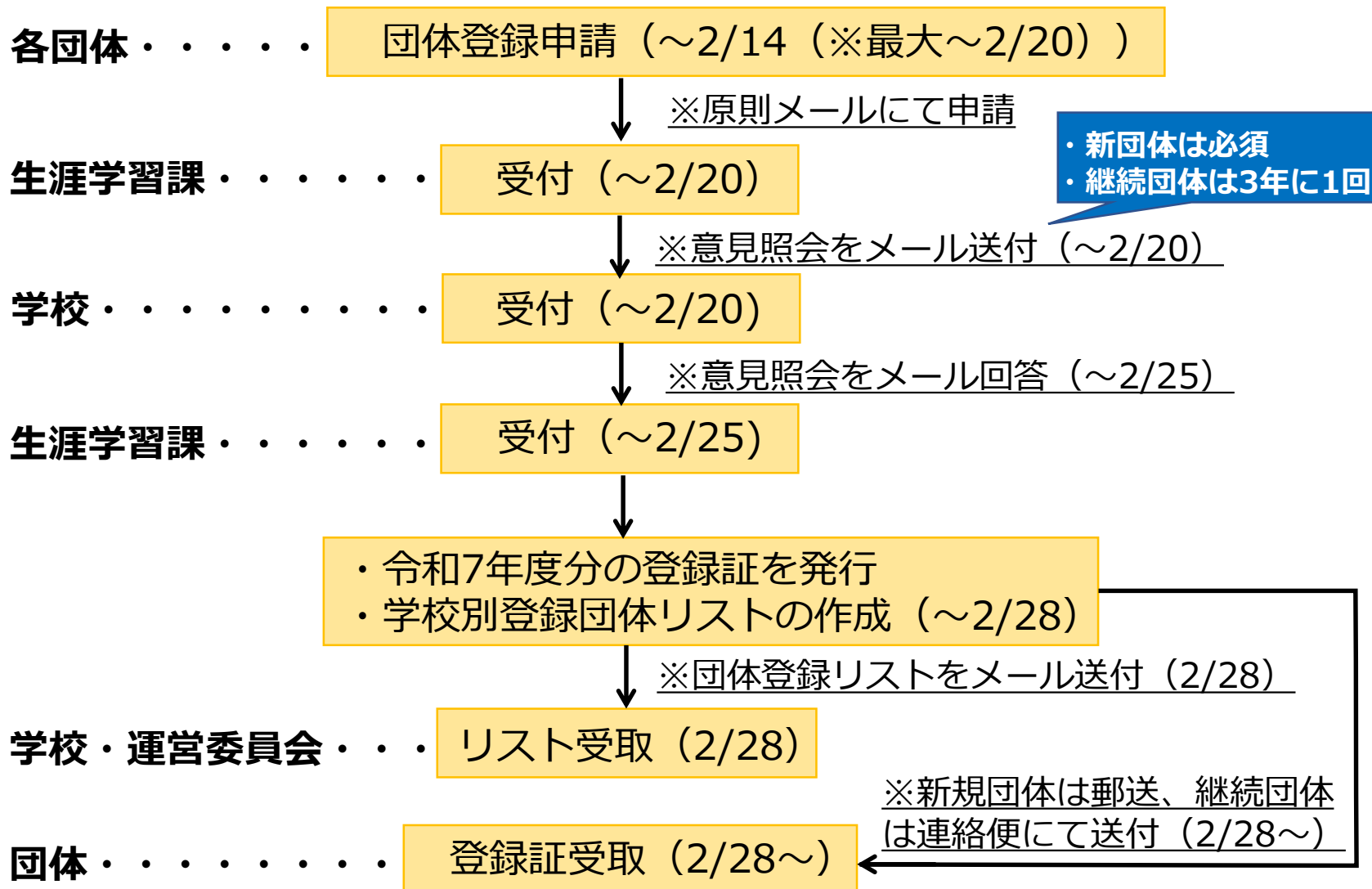
**スポーツ少年団については1校、総合型地域スポーツクラブについては1競技につき1校（上限5競技5校まで）を拠点校として設定する。拠点校以外は、当該地域の日程調整会議後空きがあれば使用可能とする。**

### (例) スポーツ少年団で複数校（A～C）使用したい場合



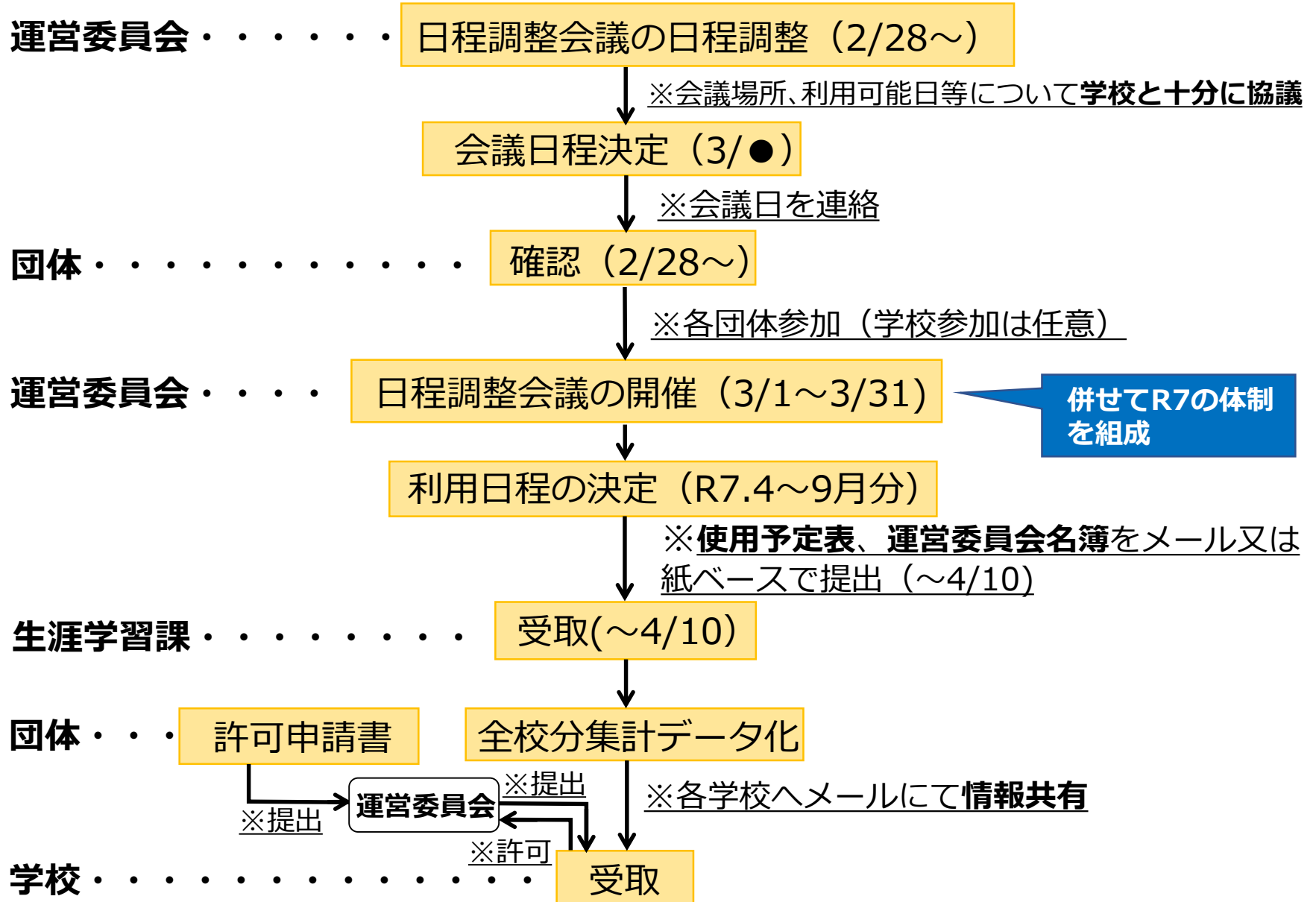
## 4. 今後のスケジュールについて

### (1) 団体登録の流れ





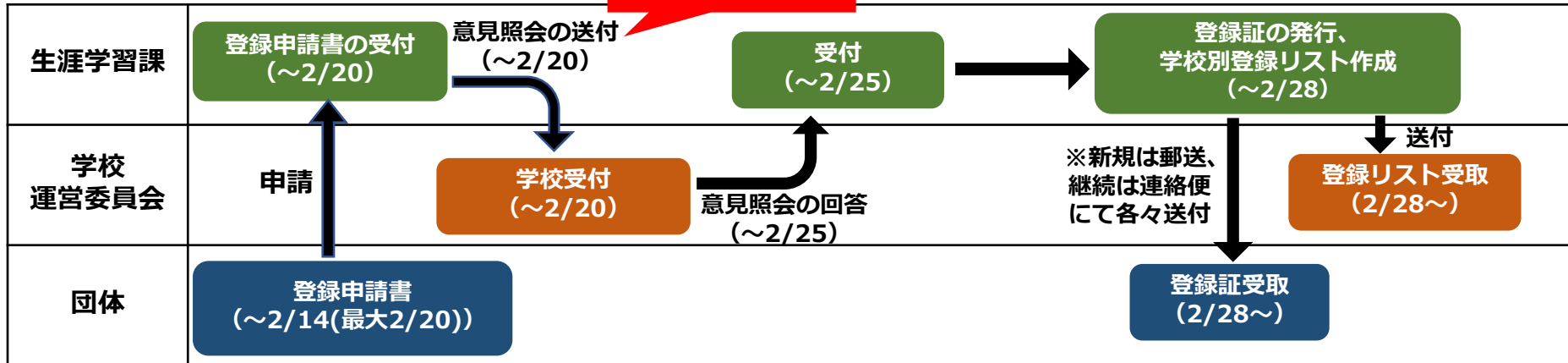
## (2) 日程調整会議の流れ



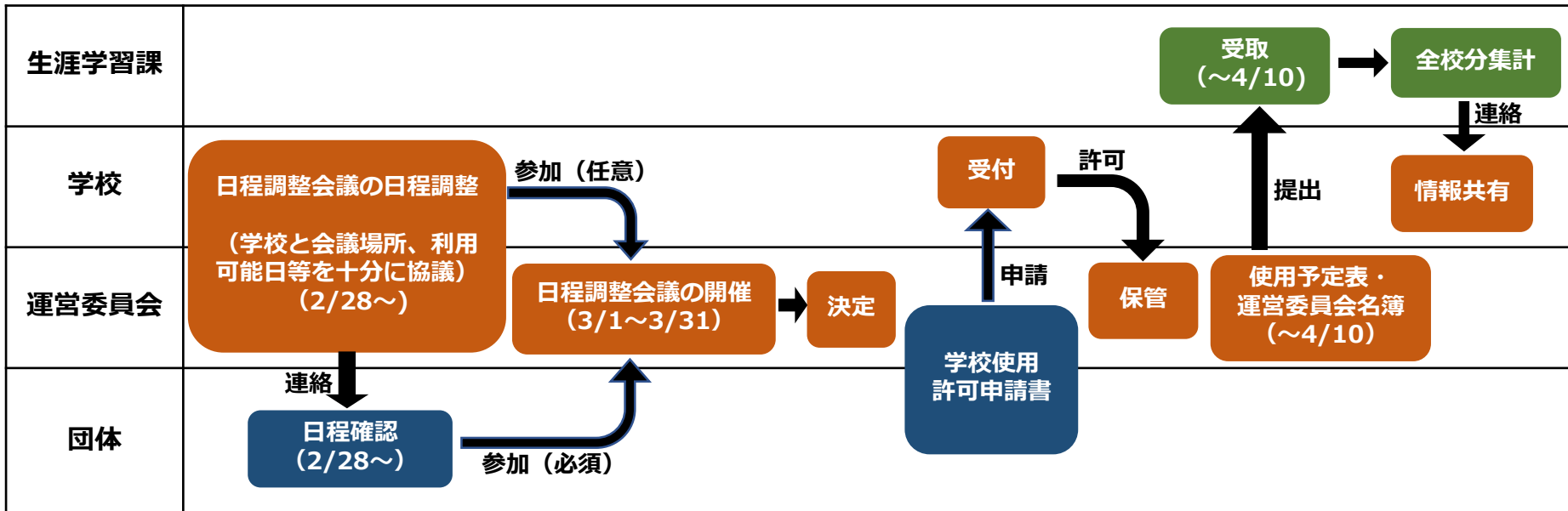
# 令和7年度に向けた今後の事務の流れ

○団体登録までの流れ（本日～2/28）

**新規団体のみ**  
※継続は3年に1回



○日程調整会議までの流れ（2/28～4/10頃）



**今回の制度改正（事務改善）は**

- (1) 事務手続きの簡素化**
- (2) 学校教員の負担軽減**
- (3) 多くの地域のスポーツ団体が、学校施設を利用**



**みんなで仲良く  
地域の学校（公共）施設をシェアしましょう！**